

(別紙)

笠 商 第 60 号
令和7年5月16日

茨城県知事 大井川和彦 殿

笠間市長 山口伸樹

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年4月3日付茨城県告示第408号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：カスミ笠間店

所在地：笠間市笠間 1602 番地

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

(1) 株式会社カスミ

代表取締役 塚田 英明

つくば市西大橋 599 番地 1

3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
なし	

(2) 理由

--

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

2 配慮を求める事項は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠ってください。

